

持続化給付金に関するガイドライン

1. 対象者について

法人化してあれば、最大 200 万円給付の対象となります

* 2 店舗以上あっても、1 法人としての申請となります。各店舗での雇用形態によっては、施術者の先生方が個別で（その他の給付金、助成金を）申請できる可能性があります。

「青色」もしくは「白色」申告をされている治療院もしくは個人施術者は、（個人開業者として）最大 100 万円給付の対象となります

* 治療院において 2 名以上の施術者で在籍している場合、個々に申請できるケースがあります。

2. 実際いくら売り上げが落ちていたら給付されるのか？

2020 年 1 月から 12 月までの間で、売上が前年同月比で 50%以下の月が存在していれば、給付されます。

注意：昨年の売り上げ（確定申告での金額）と比較します。

例）年間 1200 万円（2019 年）とすると月 100 万円なので、

50 万円以下の月があった場合に給付対象となります

昨年 1 年間の減少分が上限で、最大 200 万円（個人事業者は 100 万円）です。

* 法人での申請は、2 店舗以上あっても 1 法人としての申請となります。

* 各店舗での雇用形態によっては、先生方が個別に申請できるケースがあります。

3. 他に仕事もしているのですが、申請できますか？

給与所得がある場合でも、個人事業者としての事業収入が減少していれば対象となります。

4. 給付を受けるためには何を準備したらよいですか？

法人の場合

確定申告書類（控え）

2020 年分の対象とする月の売上台帳等

通帳の写し

個人事業者の場合

2019 年の確定申告書類（控え）

2020 年分の対象とする月の売上台帳等

通帳の写し

本人確認書類（自動車免許証、個人番号カード、保険証など）

5. 申請したらいつ給付されますか？

Web 申請すると通常2週間程で入金されます。

* 地域、対象などで大きく違ってくることが予測できますが、正確な情報はほぼ無い状況です。

6. 早く申請したほうがいいですか？

減収月は、2020年1月から今年12月までの間で任意に選べますので、この先落ち込む時期が予測できれば、少し様子を見ることもできます。

* 全体予算で給付金の受付や支給が打ち切ることにはないと考えられます。

7. 実際の申請方法を教えてください？

「持続化給付金」事務局ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>) より Web 申請ができます。

Web 申請の方法がわからない方、できない方は開設された「申請サポート会場」をご利用ください。

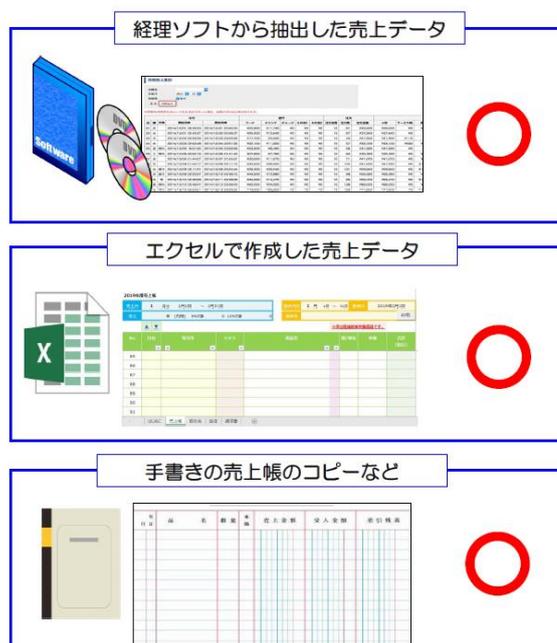
「申請サポート会場とは」 (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>)

「申請サポート会場一覧」 (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>)

「各地商工会議所等電話予約 対応会場一覧」 (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support2.pdf>)

8. 売上台帳作成上の注意点

フォーマットの指定はありません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳でも構いません。ただし提出するデータが対象月の事業収入であることを確認する必要があります。



9. その他援助金や救済措置はありませんか？

利用者が多いと考えられるものから挙げると、

- * 融資制度 (日本政策金融公庫、商工組合中央金庫にて融資の相談を受け付けています)
(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)
- * 信用保証制度 (民間金融機関からの融資の際の保証について、全国の信用保証協会にて相談をうけています)
(https://www.meti.go.jp/covid-19/shikin_sodan.html)
- * 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症により休業等を行った場合に支給対象となります)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

* その他、各地域での支給（その他の給付金、助成金）がある場合がございますので、お取引の地方銀行、商工会などを通じて地域に関する情報収集をお勧めします。

●持続化給付金専用ダイヤル 052-589-1727

●問合せ時間 9:30~12:00 13:00~14:30

<Q&A>

Q1：個人事業者で申請したいのですが、

昨年確定申告をしていないのですが、どうしたらよいですか

A：2019年の確定申告がお済みでない場合は、2019年分の市町村税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え、もしくは2018年分の確定申告書類等の控え等で代用が可能です。

Q2：昨年も諸事情で売上が少ないのですが、申請できますか

A：あくまでも前年に比べて50%以上の減少が対象になりますが、災害の影響を受けて、本来よりも2019年の事業収入等が下がっている場合は、2018年または2019年の罹災証明書等を提出する場合に限り、2019年の事業収入に代えて、罹災した前年の事業収入と比較して、給付額を算定することができます。

Q3：49%減少（月）では申請は難しいでしょうか

A：基準は厳格であることから不可能といえます。申請計算月は12月までございますので、この間までの状況を見定めて申請下さい。ただし、新規開業特例、季節性収入特例、罹災特例など特別な事情がある場合はこの限りではありません。

Q4：白色申告でも申請できますか

A：大丈夫です。

Q5：治療院別（または部門別）の売上で計算していいですか

A：一法人で一給付の原則から、治療院や部門で分けて計算することはできません。

Q6：申請上の「月の売上げ」は、実際に入ってきた金額ですか？

A：経理上、入金時に売上を計上する方法（現金主義）を採用していれば、実際に入ってきた金額で問題ありません。一方、取引発生時に売上を計上する方法（発生主義）の場合、売上と入金額は一致しませんが、こちらを採用していても大丈夫です。注意しなければならないことは、2019年の計算方法が同じ、算定方法の整合性が望まれます。

Q7：2019年度の確定申告の控えがない

A：提出した所轄税務署での「保有個人情報開示請求」手続きで入手できますが、2週間以上かかることがあるのでご注意ください。

Q8：赤字申告でも申請できますか

A：利益ではなく売上での算定になりますので、赤字でも大丈夫です。

Q9：いつまで申請できますか（期日）

A：2021年1月15日までが期日ですが、申請に必要な書類等をそろえる必要がありますので、余裕をもった作成と手続きをお勧めします。

Q10：開業したばかりですが、申請できますか

A：2019年に新規開業した事業者は、特例の算定式を適用して、申請することができます。2020年に新規開業した場合は申請ができません。

Q11 : 2019 年度の途中から法人になりましたが、個人事業と法人の売上を比較して申請できますか

A: 2019 年中に法人を設立した場合は創業特例、2020 年に個人事業者から法人化した場合は法人成り特例に該当し、特例の算定式を適用して、申請することができます。

<主な連絡先>

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

IP 電話等からのお問合せ先 03-6831-0613